

平成 25 年度自己点検評価報告書

平成 26 年 3 月 31 日

帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻

目 次

第1章	教育目的	3
第2章	教育課程	5
第3章	臨床心理実習	9
第4章	学生の支援体制	12
第5章	成績評価及び修了認定	15
第6章	教育内容及び方法の改善措置	17
第7章	入学者選抜等	19
第8章	教員組織	21
第9章	管理運営等	24
第10章	施設、設備及び図書館等	28

本報告書は、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科の教育活動等の改善に資するため、教育・研究及び運営、施設、設備の状況について自ら点検評価を行った結果である。点検評価の項目及び基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、公益財団法人臨床心理士資格認定協会が定めた評価基準「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」に基づいている。

第1章 教育目的

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること。

本学の建学の精神「実学の精神を基とし、幅広い知識と専門分野における実践能力を身につけ、創造力豊かな逞しい人間愛にあふれた人材を養成する」及び、本学の基本理念「1. 人文・社会科学と自然科学の均整のとれた教養教育を通して人間愛を培い、公聴心を涵養し、専門的能力を人類の幸福・福祉のために的確に適用できる健全な人格を養成する。2. 自立と不撓不屈の精神を養い、実学的に幅広く高度な専門知識と学際的な問題解決能力を備え、創造性に富む人材を養成する。3. 専門の学術を深く研究して成果を世界的に発信するとともに、大学の人材、施設を利用して地域社会との交流と貢献に努め、人類の発展に寄与する」に基づき、本研究科の目的を、「実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成することを目的とする」と定めている。

この本研究科の目的は、専門職大学院設置基準第2条に定める目的及び学校教育法第83条に沿っている。

基準1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること。

本研究科の教育理念・目的については、4月の年度当初の学生へのオリエンテーション・ガイダンスにおいて、説明がなされる。

また、本学ホームページ、本研究科主催の公開講演・シンポジウム、本研究科進学説明会等を通して公表している。

教職員に対しては、毎年度当初に、本研究科研究科長より理念、目的を明確に示した上で教育実践に取り組むとともに、研究科委員会やFD研修会などで繰り返し確認している。

基準1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

I期生（平成23年入学）は12名中11名が2年間で規定の単位を取得し修了したが、社会人である1名は仕事の都合上休学していた。II期生（平成24年入学）は12名の入学者全員が2年間で所定の単位を修得し修了している。学業成績については、80～100点をA、70～79点をB、60～69点をC、59点以下をF、評価不能を無資格として評価している。平成25年度は、A：77%、B：17%、C：3%、F：1%、無資格1%であった。以上のことから、多くの学生が所定の単位を優秀な成績で修めていると評価できる。

日本臨床心理士資格認定協会の認定資格試験については、I期生（平成25年3月修了）

が11名受験し合格者4名で合格率36%であった。今後、合格率の向上を目指して、資格委員の教員を中心に、これまでの教育方法を見直し、新しい取り組みを始めている。

一方、修了生のほとんどが心理職として就職・勤務している。

また、学生による授業に対する評価（アンケート）の結果も、概ね良好である。

第2章 教育課程

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

臨床心理士としての資質及び実践能力を修得させるため、理論的教育だけでなく、演習、実習を相互関連的に実施している。

理論的教育として、心理統計法特論、臨床薬理学特論、神経心理学特論、発達心理学特論、精神医学特論、臨床心理学原論、臨床心理学研究法特論を開講し、統計、薬理、神経、大脳生理、発達、精神医学、研究と幅広い教育を実施している。

実務的教育としては、演習で学んだことを実習においてさらに実践的に学ぶよう工夫されている。例えば、臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱにおいて、乳幼児から成人までの発達検査、知能検査、心理検査、神経心理学的検査の理論的背景や実施方法を学び、臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱにおいて心理検査等の実施から報告書の作成までを実地に行う。臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱでは、臨床心理面接の基本的な技法である傾聴などの面接技法を学び、面接開始から終了後の報告書作成に至るまでの基本的スキルを、ロールプレイ等も活用して学習し、臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱで、実際のケースのスーパーバイズや事例検討により面接の進め方の理解を深めている。

また、臨床心理士としての責任感及び倫理観の涵養については、臨床心理倫理特論や事例検討会、外部実習及び附属の臨床心理センターでの実習で事例を通して実践的に学んでいる。

更に、学外の臨床心理士によるカウンセリングを受ける体験カウンセリングを必須とすることにより、自らのクライアント体験を通して、クライアントの心に必要以上に侵襲しない倫理観や安全性を守る責任感等を自らの体験を通して学んでいる。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 臨床心理学基本科目

(臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。)

(2) 臨床心理展開科目

(学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。)

(3) 臨床心理応用・隣接科目

(臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。)

臨床心理学基本科目として11科目、臨床心理展開科目として15科目、臨床心理応用・隣接科目として20科目、計46科目が開設されている。

臨床心理学基本科目は、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容となっている。

臨床心理展開科目は、実務経験を有する教員による基本的な臨床心理領域での実践的なことを学ぶ内容である。また、事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆についても学ぶ。

応用・隣接科目は、種々の臨床心理学の領域について、また多様な臨床心理の応用技法について、さらに臨床心理と隣接する領域・分野について、深く学ぶ内容である。

各科目の内容はシラバスに示されている。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

必修科目として、臨床心理学基本科目17単位、臨床心理展開科目14単位、選択必修科目として、臨床心理展開科目4単位、選択科目として、臨床心理応用・隣接科目10単位、合計45単位以上の修得が求められており、基準を満たしている。

臨床心理事例研究(センター実習を含む)は8単位、臨床心理応用・隣接科目は10単位であり、授業科目の内容は、必修科目において基礎から応用を網羅し、選択科目では、発達、神経、薬理、非行・犯罪、産業等、段階的かつ幅広く学習できるように配慮している。

学生への履修指導や学習指導に臨んでは、新入生ガイダンスを行うほか、各専任教員による学生の個別指導担当制度(アドバイザー制)により、履修について助言指導を行っている。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること。

本研究科の入学定員は、平成 23 年度（開設時）と平成 24 年度が 10 名、平成 25 年度は 15 名であり、1 年生と 2 年生を合わせた在籍学生数は、平成 25 年度が 29 名である。また、基本科目（必修）の受講者は、13～16 名である。

さらに、授業を担当する教員 14 名のうち 11 名が専任教員であり、臨床心理査定演習及び実習、臨床心理面接演習及び実習は、教員 2 名で担当し、また臨床心理地域援助実習は、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の領域ごとにそれぞれの教員 4 名で担当した。

なお、本研究科以外の他専攻等の学生の授業履修はなかった。

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1 年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

F D 活動を通じて、各授業の内容を全教員が把握し、教授方法・授業内容の改善を図ると共に、授業内容が偏ることなく、学生が臨床心理学の必要な知識を習得できるよう配慮している。また、少人数による双方向、多方向的な授業を実施し、個人発表、グループ発表、グループ討議、ロールプレイ、現場体験、事例研究等、科目の性質に応じた適切な方法を用いている。

事例研究論文作成にあたっては、学生 1 人に対し主査と副主査の 2 人の指導教員を付け、事例研究計画に則った研究指導や論文作成の指導を行っている。また、事例研究論文の中間発表会を 2 回開催し、全教員による助言や指導を行っている。

学外実習では、実際に実習を開始する 5 月中旬までに、数回にわたる授業（臨床心理地域援助実習）において、2 年生が 1 年生に実習先の概要や注意事項を伝え、教員からは実習の心構え、態度、関連法令の遵守、守秘義務の遵守などについてオリエンテーションを行っている。また、実習開始後も、学生はそれぞれの領域の授業（臨床心理地域援助実習）

で実習の状況を報告し、教員の指導を受けるほか、アドバイザーは実習先指導者と適宜連絡を取り合い、その情報に基づいて学生の個別指導を行っている。外部実習の成績評価及び単位認定については、半期ごとに外部実習先指導者による評価（実習態度などについての7項目と総合コメント）を得て、実習報告会での発表内容等を併せて、教員全員で評価している。

学生ごとの学外実習先の選定にあたっては、学生の希望を尊重するとともに、学生の居住地と実習先機関との距離を考慮している。

授業内容や成績評価の基準は、学生便覧、シラバス、オリエンテーションで周知している。シラバスには、「授業のねらい及び到達目標」、「学習内容」、「授業の内容レベル、関連科目及び準備学習の内容」、「使用テキスト」、「参考書、その他教材」、「成績評価方法・基準」、「授業の形式・計画」の項目について記載している。また、「授業の形式・計画」の項目に事前事後学習の範囲を明記している。

時間割は、学生の実習時間、自習時間を考慮して、木曜日は授業を開講せず、金曜日は少数の選択科目のみというカリキュラムを組んでいる。自習スペース、図書室も設置され、教材・資料等も適宜利用できる体制を整えている。集中講義は、通常の授業と重ならない時期に設定している。

【項目2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること。

原則として学生が1年間に履修できる単位数の上限は38単位としているが、特例として一部の学生に上限を超えて履修することを認めている。それは強い学習意欲を持ち能力の高い学生で上限以上の単位の履修を希望する者については、アドバイザーが個別面接を行って学習に無理がないことを確認した場合に限り、履修を認めている。

第3章 臨床心理実習

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること。

附属の臨床心理センターは、池袋と板橋の2か所にある。どちらも平成24年度末に移転し、新たに内装を行い、より充実した実習環境が整備された。

池袋臨床心理センターは、1号館2階にあり、個別面接室6室、プレイルーム（遊戯療法室）4室、10人分の座席のある待合室、8人分の事務机と作業スペースのある独立した事務室、記録保管室、相談員室（記録室を兼ねる）等を有する。1階に独立した専用出入口を有しており、来談者のプライバシーに配慮した作りとなっている。車イス利用者は、エレベーターの利用が可能であり、バリアフリーに配慮している。池袋臨床心理センターのある1号館自体が部外者の立ち入りが制限されており、さらに臨床心理センターではドアやキャビネットなどの施錠を厳重に行っている。1号館には2か所に非常階段があり、避難経路およびAED設置個所については掲示または学生便覧に記載しており、関係者に周知されている。防犯ブザー（3個）を常備しているほか、各相談室に電話機が設置されている。

板橋臨床心理センターは、本学と帝京大学との間で取り交わした「学术交流に関する協定書」に基づき、帝京大学4号館1階に設置し、徒歩数分の距離にある帝京大学医学部付属病院と連携してクライアントの相談・援助を行っている。個別面接室2室、プレイルーム（遊戯療法室）1室、待合室、事務室、和室を有する。スタッフ不在時のドアやキャビネットなどの鍵の管理は厳重に行われている。出入口は2か所設けられている。防犯ブザー（3個）を常備している。

池袋、板橋のいずれのセンターでも、面接室は防音に配慮され、十分な広さを備え、家族面接やカップル面接等の集団面接も可能である。プレイルーム（遊戯療法室）は、十分な広さがあり、壁時計が壊れないように配慮するなど、安全対策も施されている。

【項目 3-2 学内臨床心理実習】

基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること。

臨床心理センターのスタッフは、専任カウンセラー4名（内1名が板橋常駐）、非常勤カウンセラー1名、非常勤スーパーバイザー1名のほか、専任教員11名を擁する。それらのスタッフが1年生16名、2年生13名の実習指導およびスーパービジョンに当たる。

それぞれの学生が「センター実習評価ノート」に、受付実習、ケース実習、スーパービジョンの実施時間、活動内容の振り返りを記録し、それを教員の指導、評価の資料としている。また、「臨床心理実習評価ノート【教員版】」に学内実習で修得すべき技能が明記され、評価基準と評価方法が定められている。

倫理遵守については、「センター実習オリエンテーション・マニュアル」に基づき、守秘義務、個人情報・面接記録の取り扱い等について、繰り返し指導を行っている。また、1年次の必修科目である「臨床心理倫理特論」において、クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、ハラスメント予防等について、具体的な事例や場面を想定した教育がなされている。

学生のケース担当については、平成25年度修了生12名の平均担当ケースは4.8件（面接3.1件、心理検査1.7件）、平均面接担当回数は42.8回であった。それぞれの学生に、クライアントの発達段階や問題が偏らず、バランスよくケース担当の機会を与えるために、センター教員会議で担当者を決めている。

学生にケースを担当させる際は、有資格スタッフによるインテークおよび数回のアセスメント面接に陪席させた上で、十分な個別指導のもと、学生に引き継ぐ形を取ることを基本方針としている。

全てのケースについて、専任教員・専任カウンセラーの中からスーパーバイザーがつき、責任を持って個別のスーパービジョンを、面接ごとに毎回行うこととなっている。スーパーバイズのあり方についても、FD活動の中で、様々な専門領域を持つ教員間での認識のすり合わせを行い、本研究科としてのスーパービジョンの基本方針を共有できるよう調整を行っている。

ケースカンファレンスは、全ての学生および教員が出席し、毎週実施している。

【項目 3-3 学外実習施設】

基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること。

<基準 3-3-1に係る状況>

本研究科では、学生が3領域（学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域）のいずれかを主領域として専攻し、原則として、主領域の学外施設で1年間、それ以外の領域の学外施設で半年ずつの実習を行っている。したがって学生は、2年間の在学期間中に、心理臨床三大領域すべての施設において、学外実習を行っている。

また、全ての学外実習施設に臨床心理士が勤務している。

【項目 3-4 学外臨床心理実習】

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること。

「臨床心理実習評価ノート【教員版】」に実習で修得すべき技能等が明記され、評価基準と評価方法が定められており、それをもとに実習の成果をチェックしている。

倫理遵守については、週1回の領域別の授業「臨床心理地域援助実習」や個別スーパーバイズにおいて実践的な指導がなされている。

学外実習の実施に当たっては、実習開始前の1か月以上にわたり、週1回の授業で、教員による全学生への事前指導を行う。実習中は、教員との連携のもとに、実習先の臨床心理士等が指導を行う。また、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域において、毎週外部実習報告会を開き、それぞれの領域の教員が、実践的な指導を行う。さらに、半年ごとに、実習先指導者の評価と併せて、最終の実習報告会での発表をもとに評価を行う。

第4章 学生の支援体制

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

学生一人ひとりに指導教員が付くアドバイザー制度を導入し、学習相談、指導・助言を行う体制を取っている。履修指導についても、年度初めに入学生・在校生全員に対し、本研究科の目的や養成しようとしている臨床心理士像について説明したうえで、時間割や科目の内容について説明し、履修指導を行うほか、アドバイザーが担当学生に対し、それぞれが受けてきた教育内容や社会人経験等を踏まえて、個別の指導・相談を行っている。

さらに、臨床心理実習において遭遇する様々な困難やストレスフルな状況に対してアドバイザーが積極的に相談にのり、指導・助言を行っている。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること。

上述のアドバイザー制により、教員と学生が十分なコミュニケーションを図り、1対1で学習相談、指導・助言を行っている。また、学生は担当アドバイザー以外の教員にも気軽に相談・指導が受けられる。

各教員は週2回のオフィスアワーを設け、掲示等で学生に周知している。教員への面談希望は、研究室などで教員に直接申し入れるほか、教員へのメールで申し入れることもできる。

教員との面談は、1号館内の教員の研究室で行うこともできるほか、研究室のある5～8階の各フロアーに2室ずつ設けられた学生面談室で行うこともできる。

基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本研究科ではティーチング・アシスタントを置いた経験はないが、附属臨床心理センターに勤務する主任教員1名及び常勤カウンセラー3名、非常勤カウンセラー1名、非常勤スーパーバイザー1名が教育補助者として、学内の臨床実習の現地指導(スーパービジョン等)の学習支援だけでなく、授業や成績評価を行う教員とは違った立場で、学生の相談に対応している。

基準 4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること。

社会人入学者等の基礎学力を補うために、各教員がアドバイザーとして、担当の学生に個別の指導や履修指導、図書のおすすめなどを行うほか、学部の心理学関連授業の履修、本研究科の基礎学力を補う科目の履修、「心理学検定」の受験を推奨している。

【項目 4-2 生活支援等】

基準 4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること。

日本学生支援機構のほか、あしなが育英会、交通遺児育英会など、多様な奨学金制度が利用できる。本学学生支援チームが4月中旬に奨学生募集説明会を開催し、奨学金制度や出願の詳細について説明を行っている。また、社会人入学者で、通常2年のところ3年をかけて修了したいと希望する学生については、授業料2年分を3年で支払うこともできる制度を設けている。

学生の健康管理については、学内（本館9階）に保健室を設け、軽度の怪我や急病などに対応しているほか、学内に帝京池袋接骨院および帝京大学附属池袋クリニックが設けられており、打撲等の治療や内科及び心療内科の診療が受けられる。また、人間関係、課外活動やサークルなどの相談には学生支援チームが、心の悩みや心理的なことに関する相談には保健室または学生支援チームが窓口となって対応している。

さらに、「帝京平成大学ハラスメント等防止規程」を定め、ハラスメントの防止に努めており、学生については学生支援チームが相談窓口となっている。

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】

基準 4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること。

身体に障害のある者に対しては、障害に応じて別室受験を許可するなど、受験の機会を確保できるよう配慮をしているが、これまでに適用例はなかった。また、障害者用のトイレが設置されており、教室への移動はエレベーターを使うことができるなど、大学内はバリアフリーとなっている。

【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

大学としては、就職の相談・支援の窓口として就職支援室を設け、就職活動のアドバイスや情報提供のほか、「帝京平成大学キャリアナビ」をはじめ、就職情報サイトへの登録を行っている。

本研究科としては、就職担当教員2名及びアドバイザーが個別に学生の相談・助言を行い、学生の就職活動を支援している。また、求人情報を院生室に掲示するとともに、メーリングリストにより情報提供している。大学院修了後については、OB・OG会を設け、就職状況や就職先についての情報交換を行っているほか、アドバイザーが大学院修了後も担当学生と連絡をとり、継続して支援をするように努めている。

修了生の就職状況を、表4-4-1に示す。ほとんどが、心理臨床の分野に就職している。

表4-4-1. 修了生の就職状況

(複数の機関に非常勤として就職した者がいるため、合計は修了生の数と異なる。)

		平成24年度 修了生	平成25年度 修了生	合計
医療機関	常勤		4	4
	非常勤	6	4	10
民間の相談 支援機関※	常勤		1	1
	非常勤	2	1	3
学校・教育 子育て支援機関	常勤	1	1	2
	非常勤	6	4	10
その他	常勤	1		1
	非常勤			0
不明		3	1	4
合計		19	16	35

※「学校・教育、子育て支援」を除く。

第5章 成績評価及び修了認定

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

(1)については、大学院学則及びカリキュラム・ポリシーに基づき成績評価の基準が設けられ、学生便覧及びシラバスに明記され、学生に周知されている。成績のランクは、80～100点をA、70～79点をB、60～69点をC、59点以下をF（不合格）、評価不能を無資格としている。

(2)については、本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される研究科委員会において各学生の成績評価を審議し、厳正な評価に務めている。また、成績評価について説明を希望する学生に対しては、それぞれの教科を担当する教員が説明する。

(3)については、半期ごとに、個人の成績評価だけでなく、成績評価通知書の見方を示した成績評価が、各学生に手渡し又は郵送されている。

(4)については、期末試験の実施方法や時間割を事前に学生に周知・掲示している。本学として大学院学生に対しては、合格点に達しなかった場合の試験（いわゆる再試験）を原則として行わないこととしているが、研究科委員会において教育上必要と認められた場合は実施している。また、期末試験を受験できなかった学生には、追試験を行っている。再試験・追試験ともに、期末試験同様の成績評価基準を設け、成績を評価している。

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に、公益財団法人臨床心理士資格認定協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院で修得した単位に限定し、20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。学生が入学後に他の大学院（公益財団法人臨床心理士資格認定協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院で修得された単位及び外国の大学院）で履修した授業科目について、本研究科設置科目に相当すると認められたときは、本学入学前の履修を認めた単位数と合わせて総計 24 単位を超えない範囲で修了要件に算入でき

る。

【項目5-2 修了認定】

基準5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- (2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

- (3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

本研究科は、2年以上在籍し（ただし、4年を超えることはできない）、45単位以上を修得することを修了要件としている。45単位の内訳は、臨床心理基礎科目17単位、臨床心理展開科目18単位、臨床心理応用・隣接科目10単位となっている。修了判定は研究科委員会において総合的に行っており、平成25年度は12名中12名が修了判定合格となった。

なお、教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に、公益財団法人臨床心理士資格認定協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院で習得した単位に限定し、20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。学生が入学後に他の大学院（公益財団法人臨床心理士資格認定協会認定の第一種あるいは第二種指定大学院で修得された単位及び外国の大学院）で履修した授業科目について、本研究科設置科目に相当すると認められたときは、本学入学前の履修を認めた単位数と合わせて総計24単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。ただし、これまでのところ、これらの学則に基づく単位認定を申請した学生はいない。

第6章 教育内容及び方法の改善措置

【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

専任教員全員を委員とするFD委員会が組織され、本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される研究科委員会の審議を経て、FDに関する以下のような取り組みを行っている。教育内容及び方法の改善策については、FD委員である教員が集約し、研究科委員会において適宜再確認するとともに、2月に2日間にわたって開催される本研究科のFD研修会でそれらの改善策を基に、次年度の教育内容及び方法を検討するなど、FD活動が組織的・継続的に実施されている。

【授業アンケートの実施とその活用】各授業科目について、学期ごとに学生による授業評価アンケートを、前期は平成25年7月に、後期は平成25年12月に実施し、それぞれのアンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、結果を踏まえた授業改善の取り組みを各教員が行うとともに、リフレクションシートの形式で学生に対して回答され、学内において公開されている。

【研究科委員会FD研修】教育、研究、臨床という、専門職大学院に求められている3領域について、講師による話題提供と、参加者全員での意見交換と討議を、以下のとおり実施した。各講師の専門領域を踏まえて、専門職大学院の教育内容に関係の深いテーマについて発表し、優れた臨床心理実践家と、その養成のあり方についてディスカッションし、理解を深めることを目指した。

	実施日時	講師
第1回	平成25年5月9日(木)13:00~13:30	A教授
第2回	平成25年5月23日(木)13:00~13:30	Bカウンセラー
第3回	平成25年5月30日(木)13:00~13:30	Cカウンセラー
第4回	平成25年6月13日(木)13:00~13:30	D准教授
第5回	平成25年6月20日(木)13:00~13:30	Eカウンセラー

【第4回専門職大学院臨床心理学研究科FD研修会】年1回、2日間にわたるFD研修会を実施し、講義、演習、実習のあり方について議論を行い、教員相互の理解を深めるとともに、教育の質の向上に努めている。平成25年度は以下のとおり実施した。

日 程：平成26年2月24日（10時～17時45分）・25日（10時～16時）

場 所：帝京平成大学附属臨床心理センター

参加者：18名（臨床心理学研究科専任教員、臨床心理センタースタッフ、平成26年度着任予定教員）

議 題

- (1) 新年度の研究科運営体制について
- (2) 授業改善による院生の学力向上対策と臨床心理士資格試験合格率向上対策について
- (3) 臨床心理センター実習におけるスーパービジョンのあり方と評価方法の改善をめぐって
- (4) 外部実習における指導体制のあり方について
- (5) その他

基準 6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

専門や領域の異なる複数の教員が、演習・実習において共同で授業を担当する形式を採用し、幅広い知識の獲得や、多様な視点からの柔軟な思考を促す努力がなされている。毎回複数の教員により行われた主な共同授業は以下の通りである。

臨床心理センター実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、臨床心理地域援助実習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB、臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ

また、ケースカンファレンス、実習報告会、事例研究論文発表会（中間発表2回、最終発表1回）において、実務家教員と研究者教員がともに参加し討論することは、学術研究的な視点と実務的な視点の双方からの質疑が行われるため、互いの考え方や知見を知る機会となっている。

さらに、本研究科委員会において、各教員が業績（研究・研修会講師等）を報告する機会が設けられており、研究内容等を報告することで、各教員の知識の補完を行っている。

なお、全教員が付属の臨床心理センターで臨床活動を行っているほか、研究者教員であっても週1回の学外での臨床的な実務を行っており、実務に関する知識や考え方は身に付けている。

基準 6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること。

各学期の授業終了時に授業アンケートが実施され、担当教員に通知されるとともに、アンケート結果に基づく授業改善点等について教員が記載したリフレクションシートが公開され、受講生との双方向のコミュニケーションの機会が設けられている。また、各授業のアンケート結果は研究科長に集約され、集約されたデータは教員間で共有され、FD委員会において授業内容の改善措置のための資料として使用されている。

第7章 入学者選抜等

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本学建学の精神及び教育の基本理念に基づき、アドミッション・ポリシーを設定し、入学者選抜の方法、本研究科の教育理念・目的等とともに、本学のホームページ、本研究科紹介パンフレット、入学試験要項等に記載し公表している。

入学者受け入れに関わる業務は、教員と事務職員が連携し組織的・計画的に行っている。入学者の決定は、入学試験の成績に基づいて本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される研究科委員会で審議を行い、審議の結果得られた意見を基に、学長が決定しており、責任体制を明確にしている。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

アドミッション・ポリシーに基づき、本学以外の卒業者、心理学以外の課程を修了した者、社会人など、多様な領域から幅広く公正に入学者を受け入れている。入学者選抜は、筆記試験（英語、小論文、専門科目）と口述試験（個人及びグループ面接）を行うが、特に口述試験では、心の問題に関わる社会的出来事について集団で討議させるなどして、アドミッション・ポリシーに掲げる4つの資質を確認するよう努めている。

基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項や本学ホームページ等により対外的に公表し、入学資格を有するすべての者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保している。

合否は、入学試験（筆記及び口述試験）の点数に基づき客観的に判定しており、自校出身者に対する優遇措置は設けていない。入学者に占める自校出身者の割合は、平成23年度は42%、平成24年度は25%、平成25年度は6%であり、広く門戸が開かれている。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

入学者選抜試験は、筆記試験と口述試験によるが、筆記試験（英語、小論文、専門科目）では、特に基礎知識や思考力、分析力が問われる。筆記試験の採点は、受験番号、氏名を隠した状態で行う。口述試験では、アドミッション・ポリシーに適う資質と共に、特に判断力、表現力が問われる。口述試験においては、複数（3～4名）の教員が個別面接とグループ面接を実施し、面接を行った教員の合議により評価している。可否は、入学試験の成績に基づいて本研究科委員会で審議を行い、審議の結果得られた意見を基に、学長が決定しており、責任体制を明確にしている。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること。

入学者選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れ、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な経験を有する者を公正に入学させている。特に口述試験において、実務経験や社会経験を有する者が、その経験を将来の心理臨床にどのように活かそうとしているかを見極めるよう努めている。

毎年社会人経験者が入学しており、平成 25 年度は 16 名中 3 名（19%）であった。

なお、社会人入学者等の基礎学力を補うために、アドバイザーの教員を中心に、個別の指導を行うほか、学部の心理学関連授業の履修、心理学検定の受験等を推奨している。

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること。

1 学年の入学定員は平成 23 年度及び 24 年度（開設 1 年目と 2 年目）が 10 名、平成 25 年度から 15 名となった。在籍者は、表 7-2-1 に示す通り、2 学年の合計で、平成 23 年度が 12 名（1 年生のみ）、平成 24 年度が 24 名、平成 25 年度が 29 名となっている。

表 7-2-1. 在籍者数・収容定員の推移

	平成 23 年度 在籍者(定員)	平成 24 年度 在籍者(定員)	平成 25 年度 在籍者(定員)
1 年生	12 (10)	12 (10)	16 (15)
2 年生	—	12 (10)	13 (10)
合計	12 (10)	24 (20)	29 (25)
在籍率	120%	120%	116%

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること。

入学者受入れは、入学定員が 10 名であった平成 23 年度と 24 年度はそれぞれ 12 名、入学定員が 15 名となった平成 25 年度は 16 名であり、入学定員に比べて適正な入学者数となっている。

第8章 教員組織

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

平成25年度の専任教員11名と兼任教員3名の構成は、表8-1-1に示す通りであり、教育上必要な教員が置かれている。

また、臨床心理分野の科目（臨床心理学基本科目及び臨床心理学展開科目）の担当教員には、必ず臨床心理士有資格者が含まれている。

表8-1-1. 本研究科専任教員の構成（平成25年度）

年齢	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代
	1名	0名	5名	5名	3名

職位	教授	准教授	講師
	5名	6名	3名

専門領域	学校・教育	医療・福祉	地域保健・産業
	4名	4名	4名

※ 兼担のうち2名は専門領域に属さない。

資格	臨床心理士	医療心理士	精神科医	薬剤師	精神保健福祉士
	12名	1名	2名	1名	1名

※ 複数の資格を有する教員がいるため、合計は14名を超える。

※ 医療心理士とは、日本心身医学会が認定する、医療領域における広い知識と鍛錬された技能を備える者に与えられる資格であり、人々が良質の医療心理学、心身医学の恩恵を受けられるように社会に貢献し、医療心理学、心身医学の向上を図ることを目的とする。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

専任教員は、専門分野について教育上・研究上の業績を有し、学外においても指導的立場で臨床活動を行い、専門分野についての高度の技術・技能を有していると認められる。また、専門分野における学術論文や著書等の業績と、臨床経験、教育経験を有し、優れた

知識及び経験を有すると認められる。

教員の研究業績、教育活動、学外における活動・社会貢献については、本学HP及び本研究科紹介パンフレットにて公表されている。

実務家教員の採用にあたっては、医療、教育、福祉などの領域における臨床心理実務経験の豊富な教員を採用している。

【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること。

必修科目及び選択必修科目 26 科目の全てを、専任の教授又は准教授が担当している。

【項目 8-3 教員の教育研究環境】

基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられるように努めていること。

本研究科の専任教員の授業負担は、年間 20 単位以下であり、適正な範囲にとどめられている。なお、専任教員には、授業負担以外に臨床心理センターのケース担当やスーパーバイズ等の負担があるため、平成 25 年度からはケース担当を授業のコマ数に算入している。

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること。

本研究科の専任教員は、附属の臨床心理センターにおいて、臨床ケースを担当している。また、週 1 日の研究日が設けられており、学外での心理臨床活動を行っている。

それらの臨床活動は、教員の昇格等を評価する要素の 1 つとなっている。

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること。

これまでのところ、本研究科の専任教員が研究専念期間を取った実績はないが、各教員が、学会や研究会に参加できるように、授業を休講として別の日に補講を行うことが可能であり、旅費や参加費が大学から支給される個人研究費で処理されるなど、配慮がなされている。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

学内実習施設である臨床心理センターに主任教員1名、常勤カウンセラーが3名勤務しており（全員臨床心理士有資格者）、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行っている。

第9章 管理運営等

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること。

本研究科の運営に関する事項は、本研究科専任教員のうち講師以上の教員により構成される研究科委員会を毎週開催し決定している。また、それらの教員は、教務、自己点検・評価、学生、学園祭、広報、FD、紀要編集、図書、キャリア、情報技術センター運営、産学共同・地域連携推進、廃棄物処理、環境・防災、不正防止、倫理の本学の各委員会に所属し、大学の運営にも参画している。さらに、本研究科独自の委員会として、入試、カリキュラム、資格試験対策、事例研究、施設、実習等を設け、各委員会には1～3名の教員が委員として属し、研究科の運営に当たっている。

本研究科の教育課程、教育方法については、研究科委員会で審議し、案件により学長決裁を仰ぐ。本研究科の入学選抜に関しては、全教員が分担して入学試験問題を作問し、入学試験を実施した後、本研究科委員会で審議の上、学長が決定する。学生の成績評価については、研究科委員会で判定する。修了認定については、研究科委員会にて判定し、合同研究科委員会で審議したうえで学長が決裁する。

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること。

本研究科専属の事務職員は配置されていないが、池袋キャンパス本館内に、総務課、教務課、入試課、施設課、会計課、総合情報技術センター、メディアライブラリーセンターがあり、本研究科の庶務は総務課、会計は会計課、カリキュラム・成績管理・学位授与・福利厚生は教務課、事務機器・設備や検査用具の購入等は施設課、入学試験や広報活動は入試課、図書の購入・研究支援はメディアライブラリーセンターが担当し、事務が滞りなく処理されている。

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

教員は職位に応じて、大学から個人研究費を支給されている。

本研究科としての予算は立てておらず、設備・備品の購入や教育・研究活動等に必要費用は都度申請しており、適切な教育活動等が妨げられることはない。

附属の臨床心理センターでのカウンセリング等で生じる収入は、一旦大学に収めてから、必要な活動費用を大学に申請する。

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること。

本研究科は平成23年度に開設され、平成24年度から毎年自己点検評価を行っているが、その結果は公表していなかった。今後は公表するよう検討する。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること。

自己点検評価の項目は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定めた評価基準「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」による。

本研究科として、研究科内の教育活動の評価改善を図るFD委員会の他に、自己点検委員会を設置し、本学事務局と連携して毎年の自己点検評価を行っている。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること。

本研究科のFD活動（年度末のFD研修会等）において、自己点検評価の結果、明らかとなった課題等を基に、次年度の教育活動等の改善について検討している。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること。

自己点検評価の結果について、第三者による検証は行っていない。今後、改善を図っていきたい。

【項目 9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

① 本学ホームページにおいて本研究科及び附属臨床心理センターを紹介している。また、ホームページから入学試験要項をダウンロードできるようにしている。

- ② 以下の冊子を毎年作成し、受験希望者、心理系大学等の関係機関に広く配布している。
 - ・「帝京平成大学ガイドブック」
 - ・「帝京平成大学大学院ガイドブック」
 - ・本研究科紹介パンフレット
 - ・入学試験要項
- ③ 大学院予備校で開催された個別相談会において特設ブースを設け、本研究科を紹介
- ④ 本学オープンキャンパスにおいて本研究科の説明会を開催
- ⑤ 地域住民等を対象に本研究科が主催する公開講演・シンポジウムを開催
- ⑥ 本研究科の学生便覧

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

公表している情報の内容とその媒体の関係を、表 9-3-2 に示す。

表 9-3-2. 公表している教育活動等の情報とその媒体

○：記載、△：一部の内容を記載

記載事項	文書の種類					
	大学ホームページ	大学ガイドブック	大学院ガイドブック	本研究科紹介パンフレット	入学試験要項	本研究科学生便覧
(1)教育目的	○	△	△	△	△	△
(2)教育上の基本組織及び教員組織	○	△	○	○	△	△
(3)入学者選抜、収容定員及び在籍者数	○		△	△	△	
(4)教育内容及び教育方法	○		△	△	○	△
(5)学内及び学外実習施設における実習			△	△	△	
(6)学生の支援体制	○	△		○		○
(7)成績評価及び修了認定	○			△		○
(8)教育内容及び教育方法の改善措置						
(9)修了者の臨床心理士資格試験の合格状況						
(10)修了者の進路及び活動状況			△	△		

大学ホームページは、変更すべき事項が生じる毎に更新している。大学ガイドブック、大学院ガイドブック、本研究科紹介パンフレット、入学試験要項は原則として毎年、最新の内容に更新して作成している。

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

自己点検評価及び認証評価に用いる情報並びにその原資料については、毎年、本研究科の自己点検委員と大学事務局で調査・収集し、自己点検委員会において5年以上にわたり保管することとしている。

第10章 施設、設備及び図書館等

【項目10-1 施設の整備】

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

人数や授業内容に応じた4つの教室（1号館3階の304～307教室）が設けられ、授業、演習、実習に支障なく使用されている。

教授と准教授には1人1室の研究室が、講師には2人で1室の研究室が設けられている。

教員が学生との面談に使用する場所としては、教員研究室のほか、学生面談室（1号館5階から8階のフロアごとに2室）が設けられている。

臨床心理センター面接室は、院生の面接実習のほか、教員等によるスーパーバイズにも使用している。

学生の自習室としては、メディアライブラリーセンター内に自習スペースが設けられているほか、院生室及び臨床心理センター相談員室（記録室を兼ねる）も自習の場として使用されている。院生室は約50㎡あり、在籍する学生の数に比して十分なスペースと考えられる。

図書館は、本館内に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターが設けられているほか、1号館8階の院生室に隣接して本研究科専用の図書室が設けられ、臨床心理学関連の図書が置かれている（一部の図書は、院生室と臨床心理センターにも置かれている）。

事務室は、本館1階等に大学としての事務局があるほか、臨床心理センター事務室を本研究科の事務室としても利用している。

【項目10-2 設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

各教室にはAV機器（プロジェクター、スクリーン、マイク等）が設置されている。

院生室（1号館8階）及び臨床心理センター内の記録室・会議室にはパソコン、プリンター、複写機が設置されている。

大学院生準備室（1号館8階）には、ビデオカメラ、ICレコーダーなどの電子機器、および知能検査、発達検査、深層心理検査、質問紙検査等の各種心理検査用具が保管されており、院生等が演習・実習等で使用できる状態になっている。

教員の研究室には、机、本棚、ロッカー、打ち合わせ用のテーブルとイス等が備えられ

ているほか、大学から毎年教員に支給される個人研究費の範囲内でパソコン、プリンター、複写機等の購入が可能となっている。

臨床心理センター事務室には、情報管理用設備・機器として、鍵のかかる記録保管室と記録用紙を収納するキャビネット、シュレッダーが備わっている。

【項目10-3 図書館の整備】

基準10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

図書館は、本館内に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターが設けられているほか、1号館8階に本研究科専用の図書室が設けられ、本研究科として購入した臨床心理学関連の図書等が置かれ、本研究科の教員が管理し、教員および院生に貸し出し可能となっている。

図書館の蔵書検索等は、インターネットを介して学内外からアクセスできるシステムが構築されている。本館のメディアライブラリーセンターでは学外の資料の取り寄せサービスの利用が可能である。

また、教員は、大学から毎年支給される個人研究費の範囲内で図書の購入が可能となっている。